

第31期第3回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成29年11月28日(金) 15:00~16:36
開催場所	ワークピア横浜 2階「おしどり」
出席委員	明石委員 新井委員 石井委員 岩佐委員 岩本委員 大場委員 影山委員 神長委員 加山委員 菊池委員 櫻井委員 高橋委員 天明委員 橋本委員 長谷山委員 細川委員 松橋委員 丸山委員 村田委員 山崎委員
欠席委員	澁谷委員、新保委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 副委員長の選出について</p> <p>2 部会の開催状況について</p> <p>(1) 里親部会</p> <p>(2) 保育部会</p> <p>(3) 児童部会</p> <p>(4) 障害児部会</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 平成28年度 被措置児童等虐待について</p> <p>(2) 平成28年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について</p> <p>(3) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年~34年度)の策定について</p> <p>(4) 第3期横浜市障害者プラン中間見直しについて</p>
議事	<p>1 副委員長の選出について</p> <p>委員長の助言により、山崎委員を副委員長に選出</p> <p>2 各部会からの報告</p> <p>里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告</p>

○山崎副委員長

保育部会にお尋ねしたいのですが、平成30年度これだけの新設の保育園ができるわけですが、待機児童は今どのくらいいらっしゃるのですか。もしこのくらいの保育園が開設されるとどのくらい減少するのでしょうか。

○事務局

待機児童の集計につきましては、毎年4月と10月に集計を行っておりまして、平成29年4月時点の待機児童の集計が直近の新しい数字となっていますので、その時点の状況をお話ししたいと思えます。4月1日につきましては、保育所等の利用を希望されて申請されている方が6万5144人ということで、大体未就学児童の3人に1人の方がお申し込みいただいているような状況でございます。そのうち利用されているお子さんの数が6万1885人ということで、約3,200人が申請したけど利用できていないという、保留児童という形になっております。

この集計に当たりましては、厚生労働省から出されております調査要領というのがございまして、それに基づいて全国の市町村が集計を行っているわけですが、その保留児童の中から、横浜保育室を利用している方の数とか、育児休業を4月1日時点で取得している方、あるいは自宅で求職活動をしている方、あとは特定の保育園のみを申し込んでいる方、こういう方を差し引いて集計することになってございますので、平成29年4月時点の待機児童数は2ということになってございます。毎年予算上でも3000人ぐらいの整備量、受け入れ枠の拡大を行っておりまして、ここ数年の例でいいますと、大体一桁台の数で待機児童が推移しているといったところでございます。

以上でございます。

○山崎副委員長

ありがとうございます。それで予想としては、平成30年度では大体どの程度、ほとんど待機児童なしということでも考えてもよろしいのですか。

○事務局

今年度につきましても、今部会報告の中でもございましたように、3000人ぐらい、来年4月オープンの保育所等の受け入れ枠の拡大を行っております。それで、今保育所等の入所の申請を受け付けておりますが、これから入所のいろいろな調整を行う中で、保育・教育コンシェルジュという、各区に保育所をご案内したり相談に乗ったりするスタッフがおりますので、コンシェルジュが丁寧にご案内することによりまして、来年4月につきましてもゼロを目指していきたいと思っております。

○村田委員

児童部会にかかわることではございますが、主に児童虐待ということについてでございます。前の総会のときにも私は、これは問題と発言させていただいた記憶があるのですが、児童虐待の問題でさまざまな施策が行われているところでございますが、私は直接児童虐待ではないのですが、さまざまな問題の自助グループというのがございまして、この自助グループの力といいますか、平たく言うと、同じ問題・悩みを抱えている人たちが集まって、率直に自分の今の状態を正直に意見交換するとか、こういうところでございますが、話をするだけでとても気持ちが落ちつくし、いろいろな方の状況を

受けとめて、自分のことも率直に話すことができると。こういうことが日常の生活や子どもとの関係で大変大きな力を持っていると思います。

もちろんそれだけで済むわけではないのですが、特に児童虐待という場合、親はどうしても隠そうとしますし、アプローチは大変難しいところはあると思うのです。その児童虐待の問題で、児童部会の中で自助グループの有用性であるとか、あるいは自助グループの情報の提供であるとか、これはそれぞれの自助グループとのコミュニケーションがないと難しいところがございますが、そういう点で、児童虐待の中で、自助グループの活用という視点でどういった議論がなされ、またどういった対応がなされているかということがありましたら、少しお聞かせいただければと思います。

○事務局

後ほど「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく平成28年度の実施状況報告ということでご報告させていただくのですが、こちらのほうは児童部会でもご報告させていただいておりますが、この中でファミリーサポートクラスといたしまして、各区において乳幼児健診等で育児不安を抱えていたり、不適切な養育のおそれがあると判断された保護者に対して、虐待予防の支援という意味で、保護者同士が、心理職、専門職も交えた形で、育児に関する悩みを話し合うグループミーティングのようなものがございます。その実績について、この条例報告書の中で報告させていただいております。後ほどご説明いたします。

○村田委員

ありがとうございます。では、そのときにまた、何かありましたらご質問させていただきます。

3 報告事項

- (1) 平成28年度 被措置児童等虐待について
事務局から資料に基づき報告
- (2) 平成28年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について
事務局から資料に基づき報告

○事務局

先ほど村田委員のおっしゃったファミリーサポートクラスの実施、3つ目の黒ポチに書いておりますが、こちらが報告書本体のほうですと8ページに実績を載せてございます。報告書の8ページのエのところをごらんいただければと思います。こちらが「ファミリーサポートクラス」の実績でして、平成28年度の実績としましては、実施回数253回、それから参加者の延べ人数としましては981人ということで、実人数としては平成27年度と余り変わっていないのですが、延べ人数が増えているということで、リピーターとして参加されている方が増えている状況かと思われまます。

○村田委員

先ほどの質問の続きでございますが、ファミリーサポートシステムのところと、あとはいろいろな研修等、あるいは親の支援というところで、親関係の改善のためのキャンプとかということで、さま

ざまに幅広く施策が行われているということはよくわかるのでございます。ですが、特に虐待をしてしまう親、あるいは自分で虐待とっていない親、さまざまあると思いますが、共通して、なるべく自分のことは外に知られたくないという思いが相当強いのかなと思います。そういう点では、さまざまな機会を通じて、新しく発見するということは大変大事なことで、そういうことでさまざまな施策を講じているということはとても感じるところでございます。

しかしながら、例えば虐待してしまう親のほうからすると、自分が治療とか、あるいは直される対象として人から見られるということは、もうそれだけで大変苦痛なところがございます。例えば自助グループの親の中ですと、例えば「自分はこういう虐待をしてしまう」ということをお話ししますと、他の親からは「あら、私はそんなものじゃないわよ」ということで、もっとひどい状態のことをお話しするということがあります。同じ親同士が集まると、それが笑いを含めて話になるということがございます。普通だったらそんなことは考えられないわけですが、そういう働きが自助のグループにはあると思うのです。もちろん行政施策等、相談する立場の人はそれぞれ違うとは思いますが、そういう自助グループの働きとその活用というのは、距離関係といいますか、一定程度の協力をするときのお互いの配慮というのは大変必要で難しいとは思いますが、ぜひひとつ、自助グループという形で、例えば男女参画センター等なんかも、そういうところで虐待する親の人たちの集まりがあつてやられていると思いますが、そういうものを、どういうふうに活用したら1つの選択肢として親に情報提供できるのかとか、その辺のことをもうちょっと踏み込んで考えていただくことはできないかというところがございます。その辺で何かお考えがあるのであれば、改めてお話しいただければと思います。

○橋本委員

親と子の集いの広場を開いています橋本ですが、私たちのところに子どもをつい叱ってしまうとか、どう育てていいかわからないとか、子育てにすごく落ち込んでしまった人たちが相談に来ます。私たちは最大12人までのクラスで、完全に保育がついている子育て講座というのを年に2回開いています。6回のコースでワンクールなのですが、そこで話をするお母さんの子どもは、半数ぐらいが大体グレーの子どもです。だからなおさらほかの子と比べて、どうしていいかわからないという、つい叱ってしまう、手を上げてしまうという親が多いのですが、その人たちが6回の講座の中で、子どもを完全に見てもらっていて、一個人として話ができるというところで、大変な子どもを抱えていけるという自信がついてくるのです。それで一緒に考える仲間ができるという。自助グループとしてでき上がらないのですが、その前のところで虐待を防いでいると私たちは思っています。それが特別な子ども向けの講座ではなくて、普通の親向けの講座だよということで開いています。私たちはそこが一番大事だろうと思っていますので、そういうチャンスがいろいろなところで開ければいいのかなと思います。

それと私たちのところは、参加料が無料で、会員制度もない、いつでも誰でも来られるところなので、例えばきょうの午前中来ていた親は、第一子を育てるときにはどう育てていいかわからないからお人形のようにずっと子どもを置いておいた、話しかけもしないと。出会ったときには、サイレントベビーではないかというぐらいにスタッフの人たちは心配したのですが、毎日いらっしゃいという話をして、毎日来るようになって、そこでいろいろな人が声をかけて、その間も親はにこにこ笑って見ているだけなのです。その親はほかの親と話をするだけで、自分の子どもとはかかわらないのです。

その人が今第二子を懐妊したので、今つわりでひどいらしいのです。それでも午前中は子どもを連れて来るのです。それは、誰でも自由に来られる場所だからだと私たちは思っているのです。そこを、例えば会費制で、幾ら幾らお金を払わないと、会員にならないと来られないですよというところならば、その人は多分救えなかつただろうと思うのです。ですから、もう少し横浜市の集いの広場を、有料ではなくて無料で開放できるような動きに変わってくれば、随分、子どもが小さいうちに救えるだろうなという思いはあります。

○事務局

今委員の方々からいろいろとお話しいただいて、先ほど村田委員もおっしゃっていたように、男女共同参画センターのほうでもそういった取り組みもされていますし、あるいは地域子育て支援拠点であるとか、先ほどの親と子の集いの広場であるとか、そういったところでもさまざまなグループ化がされているかと思えます。区役所やこども青少年局としては、そういった地域の資源をネットワーク化して、区役所がちゃんと情報をつかんでいて、ちゃんとそこにお母さんたちをつなげていけるように、そういったことも必要なのかなとは思っております。

○山崎副委員長

このA3判の実施状況報告の中の、Ⅲの1です。総件数6263件のうち、細かく言って、「その他関係機関等」2063件、これが一番多いのです。内訳は、何かこの紙面上書けなかったのかどうか、ただそれだけの問題なのかということが1つと、あと医療機関からの案件が218件と。何か小児科の先生が余り仕事していないのではないかなという意味合いも見受けられるのですが、その辺はいかなもののでしょうか。

○事務局

この紙面上、全部の内訳を書けなかったので、「その他関係機関等」という表現にさせていただいているのですが、この中には、民生委員・児童委員の方々であるとか、あるいは幼稚園、それから児童福祉施設等とかという関係機関も含まれております。それから「医療機関」からの218件という件数なのですが、実は平成27年度は176件でしたので、大分増えてきている状況にあります。今後も、我々としましても、医療機関への啓発等はさらに進めていきたいと思っております。

○山崎副委員長

先ほど予防あるいは早期発見というのは、このときの速やかな通告をいかに、どのように我々が受けとめて対応するかというのが非常に大事ではないかと思っております。それが悲惨な結果を招いているのではないかと思っておりますので、どうぞその辺のところをよろしくお願いします。

○丸山委員

報告ありがとうございます。資料9のところのⅡの⑤のところ、できれば希望をお伝えしたくて今発言をお願いします。⑤のところ、スクールソーシャルワーカー18名、チーフスクールソーシャルワーカー4名の合計22名の配置となっています。ふやしていただいているのですが、全市ですと、とても人数的には対応し切れているのかなというところがいつも不安に思っています。学校のほうに実際

相談できるということになりますと、スクールカウンセラーになると思うのですが、こちらのほうは報告書の15ページのほうに、スクールカウンセラー、小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置とあります。ただ、小学校の週1回半日程度というのは、非常に予約が埋まってしまいうくらい今はご相談に来られる保護者の方がとても多いです。ご存じだと思いますが、学校のほうに、特に相談した内容というのが漏れることはありませんので、安心して、虐待というか、もちろんそれだけではないと思うのですが、子育てに関する悩みとかを一番身近なところで相談できる機会になっているのですが、このスクールカウンセラーさんの人数も少ないために、相談を気軽にできるという体制では今ないのかなと思います。ですので、この全ての学校で相談が受けられる体制というのは表記にちょっとずれがあるのではないかなと思っています。希望としては、本当にスクールカウンセラーさん、実際に身近に相談できる方がいることで、虐待防止とかにももしかしたら歯どめがかかるのではないかなと思うので、人数をふやしていただければと思います。

○大場委員長

丸山委員からのご要望として受けとめていただくということでお願いします。

○長谷山委員

障害児を守る連絡協議会の長谷山でございます。私たち障害のある子どもたちの親にとりましては、初めての子育てで、育てにくい子どもたちというところでは、本当にどうして泣くのだろう、どうして言うことを聞いてくれないのだろう、どうしてじっとしてくれないのだろうというところから始まっています。そういうときに、頼みの綱は今療育センターなのですが、療育センターも今本当に待機の期間もとても工夫して短くしてくださっているのですが、内容的には、障害名をつけるのではなく、こういう工夫があればこういうふうに住らしていけるよという、そういうところをもっと一般的な人たちにも知ってほしいなと思っております。そういう意味では、私たちの啓発活動も必要だなと思っておりますが、療育センターのそういう工夫という、この工夫があったらこの子はここで座ってられるよとか、そういうのがあれば随分、周りもそうですが、一番何がいいかという、本人が暮らしやすくなるのです。ですから、そういう意味では、そういうことをもっと皆さんに理解していただけるようなことができるといいなと思っております。

○事務局

ご意見をいただきましたように、発達障害の方を中心として障害児が非常にふえていると。その中で地域療育センターの役割はますます重要になっていると思っております。その中で、特に今お話がありましたように、地域療育センターも地域支援をこれから充実していくべきだと思っております。後でもご報告差し上げますが、地域療育センターは、例えば保育所等を巡回して、保育所等の先生方に発達障害の方、障害児の方の療育の仕方をお伝えしているという二次的な相談機能なども充実してきました、地域療育センター内だけでなく、より広く地域での障害児の方の療育を推進していければと思っております。

○天明委員

よこはま一人子育てフォーラムの天明です。今のことに関連してお尋ねしたいのですが、地域療

育センターのほうに行っても十分な支援が得られないという例を聞くことがあって、きちんとした、能力という言い方は変かもしれませんが、判定したりとかしてくださるということを保護者は求めて、それに伴って学校とかに働きかけをしていきたいという思惑で行くのに、そういうことをせずに、できる努力はいろいろありますよというように返されるという事例が届いています。意図的に、そういう努力を保護者のほうもしてくださいという気持ちはもちろんわかるのですが、その方も自費で横浜以外のところにも専門家のところにあちこち足を運ばれていて、そういう傾向がかなり強いというように、保護者の面からではなく多角的な面から見てそういう判断が欲しいと。それで学校に対して働きかけをしていきたいという思いがあるのに、そういうふうには事が運ばないというようにはちょっと耳にしているのです。療育センターがどこまでできるのかというのは、以前と変わっているのかどうかというのを教えていただいてもいいですか。

○事務局

せっかく地域療育センターにたどり着いたのに思ったようなサービスが得られない方がいらっしまったということには大変申しわけないと思っております。

最後の問いの、地域療育センターの役割が変わってきたかということであれば、そのこと自体は中核的な役割自体は変わっていないと思っております。地域療育センターには医師がおりまして、最初ご相談にいらっしまった方の診断を行うことにあわせて保護者の方がどう療育していったらいいかといったご相談にも丁寧に乗っていくということを趣旨としているということでございます。あわせて言いますと、先ほどご質問がありましたように、地域療育センターが直接に療育すること以外にも、保育所とか学校とかに行きまして、先生方に発達障害児に対する対応の仕方を学んでいただいて、二次的な相談機能も拡充していくという方向性はあるということではございます。

○天明委員

ありがとうございます。私がよくわかっていないのだと思うのですが、療育センターは、この人が発達障害ですとかという判断をする機関ではないという理解でいいのでしょうか。

○事務局

わかりにくくて申しわけありません。医師がおりまして、障害の診断はつけるということでございます。

○天明委員

診断はつけるということでもいいのですか。

○事務局

はい、そうです。

○天明委員

では、診断をつけてもらえないというのは、その子が診断に至るほど重篤ではないという、そういう理解になりますか。

○事務局

待ちの期間がちょっとありますが、お申し込みいただいた方には基本的にはお待ちいただいても医師の診断を受けていただいて、その結果、診断結果をお示しするということですので、そこで判断しないということはないと思っております。

○岩佐委員

療育センターの医者の方の岩佐ですが、もちろん市と、また療育センターとで今のお話は検討していただきたいとは思いますが、自分の知っている範囲で少し補足させていただきますと、療育センターは、今遠藤課長に説明していただいたように、地域の中核機関ということで、医者がおられますので、診断というのはその中でも一番重要な位置づけで、多角的にいろいろな地域での情報をいただいた中で診断するというのをやっております。そのことを補足させていただきますが、つけ加えますと、確かに療育センターというどうしても横浜市は待機という話が出てきてしまいますが、待機の対策というのは、またこれは市ともいろいろと協議して、今までもこれからもやっていかなければいけないのですが、来られる人数が、例えば自分の勤めているところだと、就学までにその地域のお子さんの大体7～8%が必ず一度はお越しになると。それで、小学生まで地域療育センターは担当するのですが、小学生になってから来る人も含めると、10%近くその地域のお子さんたちが来るので、これは今までと比べて、数的にそういう想定をしているセンターを最初はつくっていなかったと思うので、それに対してメジャーチェンジをしていかなければいけないということで、市ともやりとりはさせていただいているところではあります。グレーゾーンとか、診断がつきにくい、それが薄いから困りが余らないとはとても言えないのですが、どうしても技術的にも薄くなっていく人は、ひょっとするとその中で診断を見落とししたり、そういう中で、今長谷山委員からお話しいただいたような、診断がつかなかったとか、お蔵入りになったとか、そういうこともあり得るかもしれないですが、そこら辺どこまで診断が技術的にも可能かとか、そこら辺も今時代の変換点かなと思っております。

○石井委員

少し戻りまして、資料8のところなのですが、これは恐らく平成28年度に社会的養護の施設の中で起きた虐待の事例なのかなと思うのですが、これはどの程度のものがどういう理由で起こったのかというのを、委員の方はわかっていらっしゃると思うのですが、我々は初めてなもので、もうちょっと補足で説明していただけたらと思います。

○事務局

1件目の身体的虐待でございますが、これについては施設職員が子どもとかかわりを持っている中で、頭を平手でたたいてしまったという身体的虐待でございます。

また、2件目の心理的虐待でございますが、こちらの内容につきましては、施設職員が感情的になって暴言を子どもに伝えてしまったという心理的虐待でございます。

○石井委員

どういう理由でこういう施設内での虐待というのは起こってしまうのですか。何年かに1回、PDFで報告されたり、公表されているような気がするのですが、今回の場合は。

○事務局

理由ということでしょうか。

○石井委員 はい。

○事務局

理由というと、施設の職員がどういった状況でということでございますか。

先ほど申し上げたところですが、暴言については、本児が遊びながら騒いでいたところ職員が制止しようとしていたのですが、何回も注意しても言うことを聞かないため、感情的になってしまい職員が、本児に対して言ってはいけない言葉を発してしまったという状況でございます。

また、身体的虐待の具体的な背景でございますが、本児が施設の担当職員と、他児とのトラブルで話をしているときに、職員が、かっとなってたたいてしまったということです。これは虐待が起こってから何カ月かたってからの開示です。これも指導していく中で感情的になってしまって、頭を平手でたたいたという内容でございます。

○石井委員

ということは、組織の中でそういう教育が不十分だと捉えたらいいのか、それとも働く中でとても未熟だったりとか、大変だったりとかということ、どういう原因があるのかなと思って質問いたしました。

○事務局

今施設の中での虐待、これは、先ほど話がありましたが、今急に出てきたものでもなく、また過去からいろいろな場面で起こってきたことがございます。そのたびにいろいろな反省がなされてきているわけですが、なかなかなくなるというのが現状でございます。1つの要因としては、子どもたちも非常に、例えば発達障害とかさまざまな条件があるということ、それからそれに対して職員の側も非常に、ある意味で未熟といいますか、訓練の場面で十分ではないという部分が複合した結果であることと認識しています。ただ、絶対にこれは許されないことです。どんな場面であっても、子どもに対して暴力を振るったり、暴言を吐いたりするということは、これは絶対に許されないことで、市としてもこれはしっかりと施設と話し合い、そして一人一人の子どもの気持ちを確認し、そういった中でしっかりと防いでいく手立てを講じなければならないと考えております。これについては、できる限り少なくしていく方向で、また児童部会の先生の皆さんなどともよく話し合いながら、どうやって防いでいけるかということに熱心にきちんと対応していきたいと考えております。

以上です。

○細川委員

話題は全然違って、私はCAPかながわの細川と申します。

先ほどのお話ではございますが、私どもも児童養護施設とかさまざまな施設で子どもと子どもたちの周りの職員の方にCAPのプログラムを提供させていただいておりますが、施設の職員の方が決しておろそかに対応しているわけでもなく、子どもも個性があり、子どももいろいろな状況下に置かれて、施設で今生活しなければいけないというところでの相性の悪さとか、かかわりの中でさまざまなことがあるのだらうとは思いますが、決して子どものことをおろそかにしているわけでもなく、きちんと真摯に私は対応していると思います。私どももCAPのプログラムを通して皆さんに、暴力防止という視点でお伝えさせていただければと思っております。

話は違うのですが、こちらの平成28年度の「子供を虐待から守る条例」に基づく資料の中で、ちょうど29ページを見ていると、区の取り組みで、パパへの対応が栄区と磯子区というところがございましたので、きょうも午前中、小学校のお母さんとCAPのワークショップをしている中で、そういうところに来てくださるのはもう100%女性なのです。ママなのですが、子育てはやっぱり男性の方にも担っていただくというところで、CAPのプログラムもパパに受けてもらえるといいよねと出たことを受けて本日ここに参加しています。私たち自身も男性、パパに向けてこういう子どもたちへのかかわりという部分ではお伝えしておりますが、市も区も一緒になって、ママだけへのサポートではなくて、パパを集める何か積極的なイベント等をしていただく中で、子どもってこういう個性があるということに気づくという場面もあるのではないのかなときょう気づかされた後に本日参加しておりますので、栄区、磯子区だけでなく、全区で取り組んでいただけたらうれしいと思ってご提案させていただきます。

○大場委員長

では、ご提案を頂戴したということで。

○天明委員

また戻ってしまいますが、資料8の石井先生のところでもう少し伺いたいと思います。

事務局の子どもに手を上げることは絶対いけないという言葉はすごく頼もしく感じています。だとすると、施設職員についてはどんな処分をしたのかというのをお知らせいただいているのですか。

○事務局

2件とも施設職員2人は、自ら退職ということで、現場を去られています。当然この事件が発覚した後は、直接処遇から外す対応をしており、その後退職されたという状況です。

○天明委員

気になるのは、これが個人的な問題となってしまうところが非常に気になって、先ほど実際に現場に運んでいる細川委員もおっしゃっていたように、現場の人たちは決して子どもを悪くしようと思って向き合っているわけではないというのが日々だと思っております。その中でこういう事件が起きてしまったというのは本当にゆゆしき事態ではあるのですが、子どもに向き合わない大人がふえるというのも、一方で私は市民感覚としてちょっと心配するところで、その辺のケアを、この施設の人たちにどういうふうにして市のほうからしているのかなと。だから処分は処分としてあったとしても、そのほかの人たちが安心してその職務を継続できるように、ほかの人たちにもフォローしなければ、ここ

のところで感情的になってこういう事件を起こしてしまいました、やめましたというのが、石井先生がおっしゃるように、たまにありますよという感じで時々続くのではよくなくて、全体としてのフォローがなされるべきだと思うのです。そのあたりを市としてどう考えているのかというのを教えていただいていいですか。

○事務局

このような事件が発生した場合は、市としては、全ての児童から状況把握をするとともに、職員からもしっかりと、職場の状況とか、こういった問題・課題にぶつかっているのか、日常的にどのような処遇がなされているのか、どういうことでそういうことが起こったと思うのかというような把握を一つ一つ積み重ねております。その状況を児童部会等にもご報告させていただいているところですが、直接のご本人だけではなくて、さまざまな方がかかわっている、そしてある意味でどこでも起こり得る課題なのだという認識を持った上で進んでいかなければならないと思っておりますので、十分にその辺の深いところまで探求していくことが必要だろうと認識しております。

○天明委員

安心しました。ありがとうございました。

- (3) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年～34年度）の策定について
事務局から資料に基づき報告

○岩本委員

このアンケート調査結果等で、ひとり親世帯の親のいろいろと困っていらっしゃることは明らかになってきているように思うのですが、世帯としての世帯員の子どもの実情というのはこのアンケートの中では調査項目等では調査してこなかったのでしょうか。親御さんの悩みとして、子どもの教育費の負担とか、進学や受験のことということなどで悩んでいらっしゃる中で、実際に世帯員の子どもが、例えば進学とかそういうところでどんなふうな状況にあるのかというふうなことは、今回の調査の中では明らかになっていないのでしょうか。

○事務局

今回のアンケートといたしましては、ご家庭の状況全体ということを経営者の主にお母様、お父様にお聞きした形ですので、お子さん自身のお困り事とか、お子さん自身がこういったところに困られている、どんな考えをお持ちになっているかということは、アンケート結果としては、統計的な調査としてはとってございません。ですが、当事者団体あるいは支援者団体のヒアリングをさせていただく中では、お子さんが将来のことに希望を持ちにくくて、進学を早目に諦めたり、早く親を助けたいという中で、自分の希望とか自分の夢というところを諦めがちであるとか、いろいろな意味で喪失感をお持ちの状況というのはヒアリングの形で把握させていただいたところではあります。

- (4) 第3期横浜市障害者プラン中間見直しについて
事務局から資料に基づき報告

○天明委員

努力していくという姿はわかるのですが、市の考え方のところ、今後も努力していきます、推進していきますという、具体的なこのようにという部分がないと、何となく意見したほうは納得がいきにくいのではないかと思います。例えば相談窓口をこんなふうに設置していますとか、私もよくわからなくて申しわけないのですが、障害児を持つ方々がこれだけ児童発達支援とか放課後等デイサービスとかというところに不安を持っていらっしゃるということについて、苦情なり心配なりというのをどのような立場でどんなふうに聞いてくれるのか、それに対してどういう対応がされるのかというところが具体的にないと、答えになっているようでちょっと不安が拭えないかなという心配があるので、教えてください。

○事務局

部会でもこのことについてご意見をいただきまして、児童発達支援と放課後等デイサービスは非常にふえている中で、質が追いついているのかという意見をたびたびいただいております。そういった意見は審議会の中でもいただいておりますし、区の福祉保健センター、それから我々の中にも直接届くことが多いと思っております。

それに対して、1つはしっかりと監査をしていくと。一つ一つの事業所がしっかりとやっているかといったことを見ていくのが1つあると思っております。これに対応するために、今年度監査に対応する職員を2人ふやしまして、監査体制を充実しているということがございます。それにあわせて、研修も充実していくということをやっているということがございます。

新しくできたところはまだまだ技術的に十分でないところもあるということですので、先に行く非常に優秀な事業所さんなんかもありますので、その方々に講師になっていただいて、ワークショップ形式で具体的なノウハウを伝えていくということもやっております。

それ以外にも、例えばこれから事業所を開設する方に対する説明会の中では、質の担保について非常に丁寧にご説明していくといったこととか、ガイドラインを横浜市オリジナルのものを作成しております。それから今年度からは半ば抜き打ち的に現場に伺わせていただきまして、現場を見させていただくということも含めまして取り組みを進めているところでございます。

○天明委員

もしよかったら同じようなお立場のところから、例えばもしこういうところが自分には合わない、自分の子どもには合わないなと思ったら変わってもいいとかということが、自己肯定があまり持っていないという感じなので、もうだめと言われてしまうのはすごく嫌だなと思う保護者も多いと思うのです。その中で施設が、こういうところでセンターが変わるとかということにちょっとちゅうちよする方もいらっしゃると思うので、もちろん行政的に対応することもいいと思うのですが、同じようなお立場の方たちから、変わっても大丈夫だよというように言ったり、そういうところも促していただけるといいかなと思うのです。

○事務局

おっしゃるとおりだと思っております。質の担保というところでは、よいところが選ばれていくとい

う体制も必要だと思っております。これは情報開示というところで、我々行政がやると難しい、限界もあるのですが、例えば今年度からは保護者の方のアンケート結果について必ず公表するようというように指導しておりますので、そんなことも通して保護者の方がいいところを選んでいくことによって、いいところがどんどん伸びていくと、というふうになれるように我々も伝えていきたいと思っております。

○天明委員

市の努力がよくわかりました。ありがとうございます。

○丸山委員

1つ教えていただきたいことがございます。49ページの「意見の内容」22番のところの「本市の考え方」のところ。「障害の有無に関わらず、地域の学校で学べるよう、引き続き、インクルーシブ教育システムの構築にも取り組んでまいります」とありますが、具体的に今新たにインクルーシブ教育として構築しているものがあつたら教えていただきたいのと、今後の予定をわかる範囲で教えていただけますか。

○事務局

大変恐縮なのですが、このところは教育委員会の回答の部分で、今すぐ責任を持った回答はできないのですが、どういたしましょうか。後日ということではよろしいでしょうか。

○大場委員長

では、後日丸山委員にまた伝達できるようにしていただければと。いいですか。

○事務局

はい。申し訳ございません。

(5) その他

○山崎副委員長

委員の名簿を拝見しますと、教育委員会関連の方が入っていらっしゃいません。私の考えでは、児童福祉といっても、児童といっても、こども青少年局の局長が来ていますので、ある意味小学校くらいまで入っているのかなという認識を持っていました。でもこれから、先ほどメンバーの方からインクルーシブ教育システムの構築、そういう説明も学校の教育委員会の方がこのメンバーに入ってもいいのではないかなと思っておりますが、どのような経緯で入らなかったのか。

○事務局

本審議会につきましては、児童福祉法に基き設置・運営しております。そのため、主に私どもこども青少年局が事務局として構成させていただいておりますが、ご質問にありましたように、教育委員会事務局等との連携を含めまして、市として対応している部分がございます。本日十分にお答えできなかった部分もございますので、今後、審議内容や報告内容で関連する部署につきましては、事務局

	として出席させていただくことを考えていきたいと思ひます。ご指摘ありがとうございます。
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～7 部会報告（里親、保育、児童、障害児） 8 平成28年度 被措置児童等虐待について（報告） 9 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成28年度実施状況報告 10 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年～34年度）の策定について 11 第3期横浜市障害者プラン中間見直し及び市民意見募集報告について（速報版）
別添資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待による重篤事例検証報告書 2 平成28年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書
特記事項	なし